教育委員会会議の概要（令和６年３月定例会）

◆ 日　　時　令和６年３月２８日（木）午前９時００分から午前１０時２７分まで

◆ 場　　所　教育局　第１会議室

◆ 出　席　者

教　育　長	福 田　　洋 之	出席
委員・教育長職務代理者	花 渕　　浩 司	出席
委　　員	川 又　　政 征	出席
委　　員	後藤　由起子	出席
委　　員	山 田　　理 恵	出席
委　　員	庄 司　　弘 美	出席
委　　員	長谷川　真里	出席

◆ 会議の概要

１　開　　会

２　議事録承認　　１月定例会、２月定例会、２月臨時会

３　議事録署名委員の指名　　川　又　　委　員

４　報　告　事　項

（１）不登校対策検討委員会報告書について

（教育相談課長　報告）

資料に基づき報告

後　藤　委　員　子どもが学校に行かなくなったときに、おそらく親が最初にするステップとして、１人１台端末を家に持ち帰り、学校での授業の様子を家で見られるようにしてほしいというのはよく意見として出てくると思う。家やステーションで端末をつないで教室の様子を見ることが可能なのか、それをするために保護者から何らかの申請や申出が必要なのか、学校内でそれを許可するために、何か事務作業が発生するのかということを教えていただきたい。

教育相談課長　自宅で１人１台端末を使って、オンラインや別室、ステーションなどで授業を見ることは可能であり、既に実施している学校は多く見受けられる。

やり方については学校それぞれではあるが、特別な申請等は必要なく、保護者や子どもと話をしながら、どのような使い方、どのような教科、カメラのオン・オフなど、具体的なやり方については、面談を繰り返しながら、その子どもに合ったやり方を探りながら実施していく。特別な準備や手続は必要なく、スムーズに実施できるようにしている。学校のスキルなどの実情もあるのでなかなか難しいという学校もあるとは

聞いているが、我々としてもそこは積極的に進めるように働きかけは続けていきたい。

花　渕　委　員　坪沼小学校の跡地にできたろりぽっぷ小学校は私立の学校という扱いなのか。

教育相談課長　私立の学校であり、県が所管している。

花　渕　委　員　学費は１か月幾らぐらいかかるのか。

教育相談課長　バス代については月に１万5,000円程度であり、授業料も大体４万円程度はかかるという話は聞いている。

花　渕　委　員　実際に通学させたいが、保護者の負担が非常に大きいということは聞く。泉区などからだと距離が遠いこともあって、県の管轄だという話だが、可能であればもう１か所くらいあるといいということも保護者からの声としてあったので、検討していただきたい。

山　田　委　員　報告書を拝見して、いろいろなことを既に実施しているという印象を受けた。この報告書というのは誰から誰に対する報告書で、それに対して誰がどう回答するのか、全体像として見えなかったので、それを教えていただきたい。

仕方がない部分もあるとは思うが、非常に抽象的な表現も多いので、例えば人員配置を検討したほうが良いとか、経済的支援を検討したほうが良いとか、それは当然そうだと思うが、どのようにそれを検討していくのか。これを受け取って終わりではないと思うので、それに対する回答の仕方などをどう考えているか伺いたい。

教育相談課長　教育委員会の事務局から、15ページの不登校対策検討委員会委員名簿に記載されているそれぞれの立場の有識者の方々に検討をお願いし、３月26日に委員長から教育長に報告書を頂いている。

議論の中で、各委員から財政的な面も大きいため、その点も踏まえながら検討してくださいという話があったので、具体的な拡充の数値などは記載されなかったが、今後の道筋を示していただいたという意味では我々も大変貴重な報告だと考えている。また、議論をする中でこのような提言内容が出てきていたので、その途中段階での意見も取り入れながら、令和６年度の小学校へのステーションの新規設置等について前向きに検討して来たところである。

こちらの提言については、評価委員会の設置が望ましいということだったので、有識者の方々に年に何回か来ていただき、我々の取組を報告しながら、この報告書にある提言をどれくらい達成できているか評価をいただきながら進めていきたいと考えている。

山　田　委　員　今、仙台市として進めている方向性は外部の方から見ても間違っておらず、その方向性で良いのではないかという確認もできたということか。

教育相談課長　具体的な取組みについてまでは各委員の方々には話をしていないが、今後については、設置される評価委員会で確認していただきながら進めていきたいと考えている。

副　教　育　長　この検討委員会は平成30年度に一度実施し、そこで報告書を受け取り、本市としての不登校対策を進めていくことになったということがまず下地としてある。子ども一人一人に学びの場をきちんと提供していくという意味では、今回の報告書も大きな方向性としては同一だと思っている。

その中で、仙台市は政令市の中でも不登校児童生徒数が中位ではあるが、増えているという状況があるので、さらに力を入れていくにはこういうことが必要だということで有識者の方々からもご意見をいただき、それを詰めていく。そして、その報告書をもらって、実際に取組をするのは教育委員会であったり学校であったり、その他フリースクールや民間などと連携しながらということになるので、この部分をさらに強めていき、不登校対策をより充実していくということを考えている。

（２）仙台市社会教育委員の会議の提言について

（生涯学習課長　報告）

資料に基づき報告

後　藤　委　員　集まれる場所、集える場所というのが一番大切なのではないかと思う。コロナ禍でいろいろな施設が閉鎖になり、それまでそこに集まり、みんなでお茶を飲んでいたお

年寄りたちが一気に行き場を失って、健康も損なわれて、認知症も進んでいるケースもあるという話を聞いた。コロナ禍が終わって、何を戻したらいいのかというときに、やはり集まれる場所というところがすごく大切だと実感している。

東京の曳舟にできた集いの場など、様々なところに新しく集まれる場所がつくられており、それは今までの市民センターとは少し違う。誰でも使えて、どんな目的にも使える。子どもを連れたお母さんも行けるし、そこで勉強したい学生さんも行けるし、もちろんＷｉ－Ｆｉ環境が整っているなど、いろいろな新しい形のもの、場所ができてきていて、全国でそれが生まれてきているので、仙台市も市民センターの活用はもちろんだが、そこから一歩進んだ、もっとみんなが気軽に集まれる場所の創設というところを、他都市の事例を参考にして考えていただけると暮らしやすくなるのではないかと思う。

生涯学習課長　コロナ禍をきっかけとしてつながりが希薄になってきているということだと思う。生涯学習の分野もさることながら、一方では、いろいろな子どもの施策や高齢者の居場所など、そういう問題もあると思うので、市役所の各部署と連携して検討してまいりたい。

５　付　議　事　項

第 42 号議案　　「仙台市健やかな体の育成プラン 2024」の策定について

（健康教育課長　説明）

資料に基づき説明

川　又　委　員　概要版の第４章の楕円が３つあるところの中の「規則正しく健康を意識した生活習慣」という部分について、この「規則正しく」という言葉がどこにかかるのか分からない。これは、「健康を意識した規則正しい生活習慣」ということだと思う。このままだと少し言葉遣いがおかしいと思った。規則正しく健康を意識するということではなく、規則正しい生活習慣ということだと思うため、ここのところをご検討いただきたい。

健康教育課長　この文言については、前回のプランの文言を踏襲しているものである。ご指摘いただいた点については、検討委員会の委員長にも報告し、対応については検討したい。

後　藤　委　員　概要版第４章の食習慣に関する②の括弧の中は「食べ物を大切にしよう」などではなく、「食べ残しを減らす」という記載でいいのか。

健康教育課長　ご指摘いただいた点もあるが、先ほどご説明したように、指標として管理をするというところもありこの目標を掲げており、給食の残食を意識して、このような表現になっている。

原案のとおり決定

第 43 号議案　　「仙台市子ども読書活動推進計画 2024」の策定について

（総務課長　説明）

資料に基づき説明

原案のとおり決定

第 44 号議案　　「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画」の策定について

（文化財課長　説明）

資料に基づき説明

原案のとおり決定

第 45 号議案　　教育委員会事務分掌規則の一部改正について

（人事課長　説明）

資料に基づき説明

原案のとおり決定

第 46 号議案　　教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について

（人事課長　説明）

資料に基づき説明

原案のとおり決定

第 47 号議案　　仙台市教育委員会職員安全衛生規則の一部改正について

（人事課長　説明）

資料に基づき説明

後　藤　委　員　例えば、図書室で使用しているラベル剝がしは、化学物質であり、使用してはいけない物になるのか。

人　事　課　長　現在使用している剝離剤やラベル剝がしなどが全く使用できなくなるわけではない。そのラベル剝がしにどういった化学物質が入っていて、例えばそれを吸い込んだときにどういうリスク、危険性があるのか。あるいは万一のときにはどういう対処をしたらいいのかということが製品によってラベルやホームページなどに記載されているので、まずはそれをしっかり確認する。それを確認した上で、万一のときにどういう対応をすればいいのかということを、職場で確認した上で対応していくこととなるので、使用自体ができなくなるものではない。

山　田　委　員　実際に学校だと誰が管理者となるのか。

人　事　課　長　化学物質の管理者については校長や教頭になるが、それぞれの化学物質を取り扱う職員は、例えば給食調理であったり、先ほど話した刈り払い機であったり、全ての職員に関連するものなので、校長を筆頭に各業務担当で職場の安全衛生委員会を通じて必要なリスクへの対応の部分を検討、実施していくこととなる。

山　田　委　員　ますます校長先生が忙しくなって大変になると思う。

　私の会社も化学物質を使っており、その担当者は大学で化学を学んだ者や工学部など理系の学部を出た者がなるなどという決まりがあったと思う。学校ではそのような決まりはおそらくないと思うのでどうするのか。そこまでは国としての縛りがあるものではないということか。

人　事　課　長　化学物質管理者については、選任要件として、化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者ということで、厳密に言うと資格要件はないが、設置に当たり研修は必要だと考えており、市長の事務部局に倣い、教育委員会においても研修を行うための予算を組んでいるところである。

花　渕　委　員　化学物質に該当するかどうか分からないが、プールで使う次亜塩素酸ソーダについては、業者が運んできて、体育主任の先生が受け取り、プールの横に保管していたりするが、それも対象になるのか。

人　事　課　長　それぞれ同種の効果を発揮する製品であっても、製品の中にどのような成分が入っているかによって細かく分かれており、対象となる部分がもしかしたら化学物質に当たる場合もある。そこは一切使用できなくなるというわけではなく、また、製品によって使用頻度や通常定められた部分での使用であればリスクアセスメントをしなくていいといったことなどがあり、こちらでも各学校から問合せがあった際に、厚生労働省や関係機関に確認しながら適宜対応させていただいている。初年度はどうしても

学校によってばらばらな部分が出てくると思うが、教育委員会としても、学校の過度な負担にならないようあるいは全体のバランスが取れるよう、教育委員会には総括の安全衛生委員会もあるので、それらの議論も踏まえながら、学校に適切な周知を図っていきたいと考えている。

原案のとおり決定

第 48 号議案　　仙台市教育委員会会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正について

（人事課長　説明）

資料に基づき説明

原案のとおり決定

第 49 号議案　　仙台市立義務教育諸学校及び特別支援学校高等部の学級編制基準及び教職員定数配置基準の一部改正について

（教職員課長　説明）

資料に基づき説明

原案のとおり決定

第 50 号議案　　文化財の指定について

（文化財課長　説明）

資料に基づき説明

原案のとおり決定

第 51 号議案　　令和 5 年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る学識経験者の選任について

（総務企画部長　説明）

資料に基づき説明

原案のとおり決定

第 52 号議案　　仙台市社会教育委員の委嘱等について

（生涯学習課長　説明）

資料に基づき説明

原案のとおり決定

第 53 号議案　　仙台市科学館協議会委員の委嘱等について

（科学館長　説明）

資料に基づき説明

原案のとおり決定

第 54 号議案　　仙台市博物館協議会委員の委嘱等について

（博物館長　説明）

資料に基づき説明

原案のとおり決定

第 55 号議案　　臨時代理に関する件について（職員の人事に関する事項について）

（人事課長　説明）

資料に基づき説明

原案のとおり決定

6　閉　　会